○総務省外務省令第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

総務大臣　金子　恭之
外務大臣　林　芳正

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

地域	領事官	管轄区域
アジア		
	在ベトナム日本国大使	ベトナム（在ダナン及び在ホーチミンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
	在ダナン日本国総領事	ベトナム（ダナン市、トゥアティエン・フエ省、クアンナム省、クアンガイ省、クアンビン省、クアンチ省、ビンディン省、コントゥム省及びザーライ省の区域に限る。）
	在ホーチミン日本国総領事	ベトナム（ホーチミン市、フーイエン省、ダクラック省、カインホア省、ラムドン省、ニントゥアン省、ビントゥアン省、ビンフォック省、ドンナイ省、ビンズオン省、タイニン省、バリア・ブンタウ省、ロンアン省、ティエンザン省、ドンタップ省、ベンチェ省、ビンロン省、チャビン省、アンザン省、カントー市、ソクチャン省、キエンザン省、バクリエウ省、カーマウ省、ダクノン省及びホウザン省の区域に限る。）
［略］	［略］	［略］

改正前

別表

地域	領事官	管轄区域
アジア		
	［同上］	ベトナム（在ホーチミン日本国総領事の管轄区域を除く。）
	在ホーチミン日本国総領事	ベトナム（ホーチミン市、フーイエン省、ダクラック省、カインホア省、ラムドン省、ニントゥアン省、ビントゥアン省、ビンフォック省、ドンナイ省、ビンズオン省、タイニン省、バーリア・ブンタウ省、ロンアン省、ティエンザン省、ドンタップ省、ベンチェ省、ビンロン省、チャービン省、アンザン省、カントー省、ソックチャン省、キエンザン省、バックリエウ省及びカーマウ省の区域に限る。）
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年一月一日から施行する。